

# 蓮田山の会 会則

## 総則

第1条 本会は、「蓮田山の会」と称し、埼玉県勤労者山岳連盟及び日本勤労者山岳連盟に加盟し、蓮田市に活動拠点をおく。

第2条 本会は、山岳や自然を愛好する会員を持って結成し、安全登山を第一に、ハイキングからヒマラヤをモットにオールラウンドな登山を目標とする。

## 活動

第1条 本会は、総則に掲げた目標に向けて以下を実施する。

1. 定例会山行及び登山講習
2. 遭難予防と救助活動
3. 地域の人々に山や自然に親しむ機会を提供する活動
4. 県連及び県連加盟団体と協力を深め、登山の魅力を伝える活動

## 会員

第1条 本会の会則を承認し、申込書、入会金及び会費を納入すれば何方でも会員になれる。但し入会希望者は、未成年の場合は家族の承諾を必要とする。

第2条 会員は、会の活動に参加でき、会の運営活動に積極的に協力し、相互の親睦を図り、お互いを尊重し、お互いの登山技術の向上に寄与する。

第3条 会員は、会長または副会長への申し出により、退会することが出来るが、その際入会金及び会費は返還されない。

第4条 会員は、以下を行った場合除名処分になることがある。

1. 会費の納入の怠り
2. 会則の違反
3. 会の秩序を著しく損なう行為

## 総会

第1条 総会は年1度4月に開き、運営委員改選、会則の改定改編・見直し、会計報告及び承認を行う。

第2条 決議は、出席した会員の決議権の過半数を持って行う。

## 運営委員

第1条 本会の運営委員は、会長、副会長、事務局長、山行企画・管理、遭難対策、会計、労山遭難基金とし、1年ごとに総会にて改選するものとする。

## 会計

第1条 本会の会費は年6,000円、入会金は1,000円とし、入会した月からの月割計算によって会費を支払うこととする。

第2条 会費は、以下に用いられる。

1. 日本勤労者山岳連盟及び埼玉県勤労者山岳連盟の連盟費及び団体負担金
2. 会運営にかかる諸費用（HP 運営費・例会会場費など）
3. 県連盟委員行事に参加する為の会員交通費など
4. その他運営委員会で認められた費用

第3条 会年度は、毎年5月1日から4月30までとする。

## 労山遭難対策基金

第1条 会員は原則として、日本勤労者山岳連盟が運営する「労山基金」に加入する事とする。労山基金は、山における事故に関わる救助捜査費、死亡、後遺障害、入院、通院費用を補てんする制度で、加入金額は年間1口1,000円から10口10,000円まで任意とするが、アルパイン登山を志す場合は、10口の加入が望ましい。

第2条 労山基金にはじめて加入する場合は、新規加入料として490円がかかる。

第3条 労山基金の受付、加入費受け付及び申し込みは事務局が会員の代りに行う。

## 山行管理

第1条 会の山行管理は、会員の安全、登山技術の向上と遭難防止を目的とし行う。

第2条 全ての一般山行、研修・訓練山行の計画は、認定リーダーが計画し、会の運営委員会で承認を受ける。

第3条 全ての山行に於いて原則として実施全日までに山行計画書を提出しなければならない。山行計画書の提出先は、会長及び山行管理部長とする。

第4条 山行管理部長は、山行については、提出された計画書に基づき検討し、不相当と判断した場合は、計画の変更を要請することができる。

第5条 下山連絡は、計画書に記載されている方法で、記載最終下山時刻までに、リーダー若しくは、リーダーが任命した者が行わなければならない。

第6条 山行のリーダーは、下山後早い時期にそれぞれの計画書提出先へ「山行報告書」を提出しなければならない。

## 研修・訓練山行指針

第1条 山行リーダーは、山行前に可能な限りの情報を集め、参加者にその山行における危険について周知徹底する。

第2条 リーダーから呼びかけを受けた山行でも、それは「絶対の安全」を意味するわけではないので、自分で可能な限りそのルートについて調べ、不安な点はリーダーに質問し、自己の責任で山行に参加する。

- 第3条 山行中、参加者はリーダーの負担を少しでも軽くするよう、リーダーの山行運営に協力する。
- 第4条 山行リーダーは、参加者の危険を減じるよう可能な努力を払うが、参加者は、自らの安全をリーダーまかせにせず、登攀の危険度を絶えず自分で判断し、行動の責任はすべて自分で負う気持ちで山行に臨む。
- 第5条 クライミング・遡行中、ザイルを出す・出さないの判断は基本的にリーダーがするが、参加者は自分にとっては危険度が高いと判断した場合、率直に「ザイルを出してほしい」旨、リーダーに伝える。その際、リーダーは躊躇なくザイルを出し、確保をしなければならない。リーダーがザイルを出さず、参加者より特段の申し出のない場合の滑落事故については、責任は滑落者本人にある。ただし、当該分野（岩登り、沢登り、雪山など）の山行が始めてである参加者に対しては、リーダーが安全上の指示を細かく出し、その参加者の安全確保に特に注意を払わなければならない。
- 第6条 前進か撤退かなどの山行中の重要な判断については、参加者は自由に意見を述べられるが、最終判断はリーダーに一任される。この場合の判断の責任についてはリーダーが負う。
- 第7条 万一、事故の起こった時は、事故の原因が誰のどのような行為にあったにせよ、各参加者は全力で事故者の救出にあたる。

## 遭難対策

- 第1条 救助、捜索活動の対象は、本会により承認された山行とし、無届けの山行、非承認の山行については対象外とする。
- 第2条 山行計画書に記載されている、最終下山時刻までに下山連絡がない場合は、遭難と判断し、会長は、遭難対策本部を設置する。
- 第3条 遭難対策本部は、警察等への連絡を含む捜索活動を実施する。会員は、遭難対策本部の指示のもと、状況に応じた捜索活動を実施する。
- 第4条 捜索活動に要した費用は、事故当事者加入の山岳保険等より充当する。不足のある場合は当事者の自己負担とする。